

牛久市 成年後見サポートセンター

～誰もが地域で安心して暮らせるために～

認知症のおばあちゃんを悪徳訪問販売から守りたい

障がいを持つ子どもに、親が亡くなった後も安心して暮らしてもらいたい

将来、自分で自分のことを決められなくなったらどうしたらよいか不安になる

市役所から書類がたくさんくるけど、内容がよくわからない



まずは、お気軽にご相談ください

社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会

TEL 029-871-1295

FAX 029-871-1296

目 次

権利や財産をまもる制度があります	1
成年後見制度	2
任意後見制度の手続きの流れ	4
法定後見制度の手続きの流れ	6
成年後見人等の役割	8
Q&A ～成年後見制度のよくある質問～	9
日常生活自立支援事業	10
Q&A ～日常生活自立支援事業のよくある質問～	12
牛久市成年後見サポートセンター事業内容	13



権利や財産をまもる制度があります

私たちは、何気ないことであっても、自分のことを自分で決める権利（自己決定権）があります。しかし、認知症や障がいなどの理由で、自分の意思に反し他人に決められてしまうことや、自分の財産を自由に使えなくなること、プライバシーが無視・軽視されることなど、様々な権利が侵害される可能性があります。認知症や障がいがあっても、その人らしく地域で安心して生活を送るために、本人の権利を本人以外の人がまもるために「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業」が設置されています。

成年後見制度

法務省（民法）

認知症や知的、精神の障がいがあるために、判断能力が不十分な方について、契約行為や財産の管理などをする際に不利益が生じることをないよう、家庭裁判所が本人の権利をまもる援助者「成年後見人」等を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、**任意後見制度**と**法定後見制度**の2つがあります。

日常生活

自立支援事業

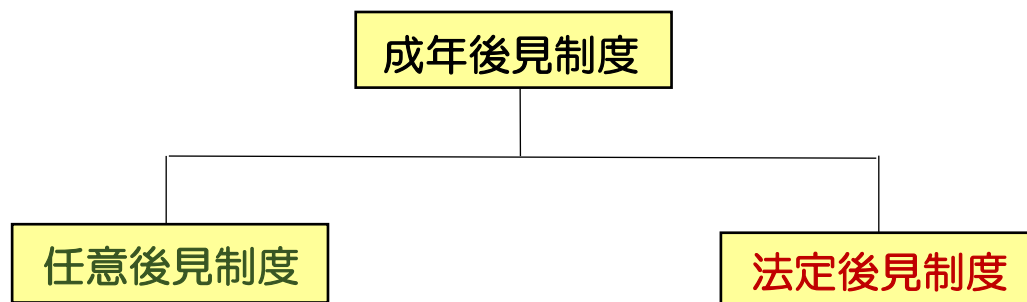
厚生労働省（社会福祉法）

物忘れや、知的や精神に障がいがあるために、判断能力が不十分な方が地域において、自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

「福祉サービスの利用や書類の手続きがわからない」「預金通帳のしまい忘れがある」など、毎日の暮らしの中での不安や疑問、判断に迷うことなどをサポートします。



成年後見制度



「将来の不安に備えたい場合」

将来、判断能力が不十分になった時に備えて、「支援してほしい人」に「支援してもらいたい内容」を決めておき、将来、望んだとおりの支援を受けることができる制度です。

「すでに判断能力が不十分な場合」

すでに判断能力が不十分なため、自分自身で財産管理や法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる支援者（成年後見人・保佐人・補助人）を選任する制度です。

《任意後見制度と法定後見制度の違い》

	任意後見制度	法定後見制度
成年後見人等の選任	本人が自分で選ぶ	家庭裁判所が選任する
支援の開始時期	元気なうちに契約締結。判断能力が不十分になった後、任意後見監督人が選任されてから開始	判断能力が不十分な段階で、成年後見人等が選任されてから開始
支援の内容	自分の意思で内容を決める	家庭裁判所が定める範囲で行う
成年後見人等の権限	取消権がない	取消権がある
成年後見人等の報酬	本人と受任者間で決める	家庭裁判所が決める

任意後見制度

- ・公証役場で、公証人が作成する公正証書によって任意後見契約を結びます。
- ・委任する契約の内容は希望に応じて自由に設定できます。

例えば・・・

財産に関する事務：「預貯金の管理・入出金」「不動産の売買」「賃貸借の締結・解除」等
生活や療養に関する事務：「介護・福祉サービス契約」「施設入所契約」「医療契約の締結」
「介護保険の受領手続き」等

法定後見制度

法定後見制度には、本人にどの程度の支援が必要であるかを家庭裁判所が判断し、「後見」「保佐」「補助」の中から、本人の状態にあった支援を決定します。

	後 見	保 佐	補 助
本人の状態	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等		
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
申立時の本人同意	不 要	不 要	必 要
【同意権】(※1) 成年後見人等の同意が必要な行為	—	民法13条1項所定の行為(※4)及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為(民法13条1項所定の行為の一部)
【取消権】(※2) 取消が可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同 上	同 上
【代理権】(※3) 成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	

※1 同意権：本人が重要な法律行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないかを検討し、問題がない場合に了承する権限

※2 取消権：本人が保佐人、補助人の同意を得ずに行った重要な法律行為を、無効なものとして取り消す権限

※3 代理権：本人に代わって（本人を代理して）本人のために特定の法律行為を行う権限

※4 民法13条1項

- ①貸金の元本の返済を求めたり、預貯金の払戻しを受けたりすること
- ②金銭の借り入れや、保証人になること
- ③不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり手放したりすること
- ④民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること
- ⑤贈与すること、和解・仲裁合意すること
- ⑥相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること
- ⑦贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること
- ⑧新築・改築・増築・大修繕をすること
- ⑨一定の期間を超える賃貸借契約をすること

任意後見制度の手続きの流れ

検 討

- 任意後見受任者を検討
 - ・任意後見受任者とは、本人から依頼を受け、将来本人を支援する人。
 - ・成人であれば誰でも可能。親族、友人、また弁護士、司法書士、社会福祉士等に依頼することも出来ます。
- 依頼する内容と支払い報酬を決定
 - 将来の不安や心配ごとについて、どのような支援を受けたいか、報酬はいくら払うか等を、本人と任意後見受任者が話し合い、契約内容を決めます。

契 約

- 任意後見契約を結ぶ
 - 本人と任意後見受任者が、公証役場で公証人が作成する公正証書によって任意後見契約を結びます。

本人の判断能力の低下

※公正証書の内容は、東京法務局に登録されます。

※公証役場は全国に約 300 か所あり、どの役場でも手続きを行うことが出来ます。（牛久市の最寄り、土浦公証役場、取手公証役場です。）

《任意後見契約にかかる費用》

- | | |
|-----------------|-------------|
| ①公正証書作成の基本手数料 | ・・・11,000円 |
| ②法務局へ納める印紙代 | ・・・2,600円 |
| ③法務局への登記委託料 | ・・・1,400円 |
| ④謄本交付手数料、加算手数料等 | ・・・250円×枚数分 |



《任意後見制度のワンポイント》

- ・任意後見契約の効力が生じる前は、定期的に連絡を取り合うことにより、本人の心身の状態や生活状況の確認をする見守り契約をする場合もあります。
- ・死後の葬儀や埋葬のことなどに不安のある方は、死後事務委任契約をすることもできます。

将来の不安に備えたい場合

任意後見監督人の
選任申立の準備

申 立

審 判

審判確定

●申立人を検討

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者の中から申立人を検討します。

●申立書類を作成

診断書の手配、戸籍謄本等の準備、本人の財産を証明するもの（預金通帳の写しや納税通知書等）を準備します。

●家庭裁判所に申立て

申立人が本人の住所地を管轄する家庭裁判所で申立てを行います。（住所地が牛久市の場合は水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部）

●任意後見監督人の選任

申立書の内容について、家庭裁判所からの調査・審問に応じた後、任意後見監督人が選ばれます。

●任意後見スタート

任意後見受任者は、正式に任意後見人となり、任意後見監督人の下、本人と交わした契約内容に基づき支援を行います。



※任意後見監督人とは、任意後見人が、本人と交わした契約内容をきちんと遂行しているかを監督する立場にあり、任意後見人に対し、定期的な報告や資料の提出を求めるなどをします。

《任意後見監督人の選任にかかる費用》

①収入印紙（申立て費用）	・・・・・・・・・800円
②収入印紙（登記手数料）	・・・・・・・・・1,400円
③郵便切手	・・・・・・3,000円程度
④診断書料	・・・・10,000円程度
⑤鑑定費用（必要がある場合）	・・5万円～10万円程度

法定後見制度の手続きの流れ

検 討

申立の準備

申 立・審 問

●申立人を検討

本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、成年後見監督人等、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市村長等の中から申立人を検討します。

●成年後見人等候補者を検討

親族、法律・福祉の専門家（弁護士・司法書士・社会福祉士等）、法人（福祉関係の法人等）等の中から成年後見人等候補者を検討します。

●申立書類を作成

診断書の手配、戸籍謄本等の準備、本人の財産を証明するもの（預金通帳の写しや納税通知書等）を準備します。

●家庭裁判所に申立て

申立人が本人の住所地を管轄する家庭裁判所で申立てを行います。

（住所地が牛久市の場合は水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部）

●家庭裁判所による調査・審問

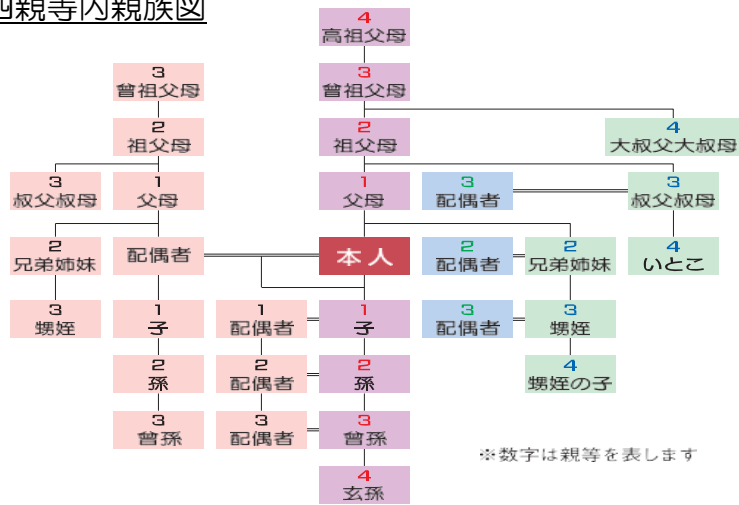
申立書の内容について、家庭裁判所からの調査・審問に応じます。成年後見人等候補者がいる場合は、経歴や現在の状況等の聞取りがあります。

※診断書の内容と裁判所の調査の結果が一致しない場合は、精神鑑定書が必要になる場合があります。

※最終的には家庭裁判所が適任者を選任します。

※複数の人が選任されることもあります。

四親等内親族図



結婚による親族(姻族) 血族 姻族 血統きの親族(血族)

すでに判断能力が不十分な場合

審 判

審判確定

● 類型の決定と選任

・ 申立てた類型の決定、成年後見人等の選任、内容・範囲（同意権・取消権・代理権の付与）が決定されます。

・ 成年後見人等の監督人が選任されることもあります。

● 審判書の受領

申立人と本人、成年後見人等に審判内容が通知されます。

● 登記

審判の内容は、家庭裁判所の嘱託により東京法務局に登録されます。

● 後見スタート

成年後見人等は就任後、1ヶ月以内に財産目録・年間収支の見込みを家庭裁判所に提出します。

＊詳しい成年後見人等の役割は [P8](#) をご覧ください。

※審判が確定するのは、成年後見人等が審判書を受領してから2週間後です。

※審判に不服のある場合は、審判書を受領後2週間以内に不服申立ての手続きが取れます。



《申立てにかかる費用》

- | | |
|------------------------|---------------|
| ①収入印紙（申立て費用） | ・・・・・・・・800円 |
| ※代理権・同意見付与の申立ては各800円追加 | |
| ②収入印紙（登記手数料） | ・・・・2,600円 |
| ③郵便切手 | ・・・・4,000円程度 |
| ④診断書料 | ・・・・10,000円程度 |
| ⑤鑑定費用（必要がある場合） | ・・・・5万円～10万円程 |



《法定後見制度のワンポイント》

制度の申立てをする際は、「施設の契約がしたい」や「不動産を売りたい」など、後見人が必要な理由があって申立てをすることが多いですが、当初の目的が達成できた後も、後見人として他の業務を行うことになるということを知っておきましょう。

成年後見人等の役割

成年後見人等の任期

本人が亡くなるまでは成年後見人等として責任を負うことになります。ただし、本人の判断能力が回復したと認められ、支援の必要性がなくなった場合は解任となります。

成年後見人等の義務

成年後見人等は「同意権」「取消権」「代理権」など、家庭裁判所から与えられた権限を適切に使って本人の生活を支えます。

- 本人の意思を尊重し、適切な生活支援と財産管理を行うこと
- 家庭裁判所又は成年後見監督人等の指導や指示に従うこと
- 成年後見人等として行った仕事や財産の管理状況について、家庭裁判所や成年後見監督人等に適切な報告を提出すること（年1回）

成年後見人等としてできること

- 身上監護に関する支援
 - ・介護・福祉サービスの利用、医療・福祉施設への入退所手続や費用の支払い
 - ・日常生活に関わる契約などの支援
 - ・本人の利益の代弁
 - ・一般的な見守り活動 など
- 財産管理に関する支援
 - ・預貯金の管理
 - ・地代家賃の支払い、受領
 - ・不動産などの処分
 - ・遺産分割など財産に関すること など

成年後見人等としてできないこと

- 身上監護に関する事務
 - ・本人の意思に反する身体的強制（医療の受診、治療、入院、リハビリ、介護、教育等の強制）
 - ・一身専属的な行為（婚姻、離婚、養子縁組、認知等）
 - ・身元保証人、身元引受人
 - ・医的侵襲行為（手術など）の同意
- 財産管理に関する事務
 - ・利殖（利子、配当金などによって財産を増やすこと）等を目的とした資産運用
 - ・財産の贈与
 - ・本人の利益にならない費用の支払い
 - ・本人の利益にならない債務保証、財産放棄

Q. 成年後見人等になる人（候補者）が見つからなくても申立てはできますか？

A. 候補者がいない場合でも、申立てをすることはできます。その場合には、家庭裁判所が申立人や本人などの意向を聞いて、適任者を選任します。

Q. 成年後見人等を辞任することはできますか？

A. 一度成年後見人等を選任されると、辞任するには家庭裁判所の許可が必要です。正当な理由がなければ、自分の都合で辞任することはできません。例えば、遠方への転居や自身が病気になった場合など。

Q. 任意後見契約を行いたいですが、身体的な事情により公証役場に行くことができません。

A. 公証人が自宅や施設などに出張し、契約を行うことが可能です。ただし、出張料がかかります。

Q. 親族以外の第三者が成年後見人等になった場合、どのくらい報酬費が掛かりますか？

A. 家庭裁判所は成年後見人等の事務内容や本人の財産状況を配慮した上で、本人の財産の中から、相当な報酬を成年後見人等に与えることが出来るとされており、報酬の額が法律で決まっているわけではありません。

Q. 任意後見人と任意後見監督人への報酬はどのように決まりますか？

A. 任意後見人の報酬額は、本人と任意後見契約を交わした際に、双方の間であらかじめ決めておいた金額です。

任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が、本人の財産状況や任意後見監督人の事務遂行内容に応じて決定します。



日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業の流れ

相談の受付

相談・面談

●本人や家族、民生委員、介護支援専門員、福祉サービス事業者や、地域の方からの相談に応じます。

●この事業の専門的な知識を持った社会福祉協議会の職員(以下「専門員」という)が自宅や施設、病院などを訪問し、本人とお話します。
●2～3回程度訪問し、困っていることや希望などを聞き取りします。

利用対象者

- ・物忘れや、知的や精神に障がいがあるために、判断能力が不十分な方
- ・日常生活自立支援事業の契約内容が理解できる方
＊療育手帳や精神障害者福祉手帳を持っていない方、認知症の診断を受けていない方でも対象となります。

主な支援内容

○福祉サービスの利用援助

- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供
- ・福祉サービスの利用における契約や解約の代行
- ・福祉サービス利用での苦情解決制度を利用する手続き

○日常的金銭管理サービス

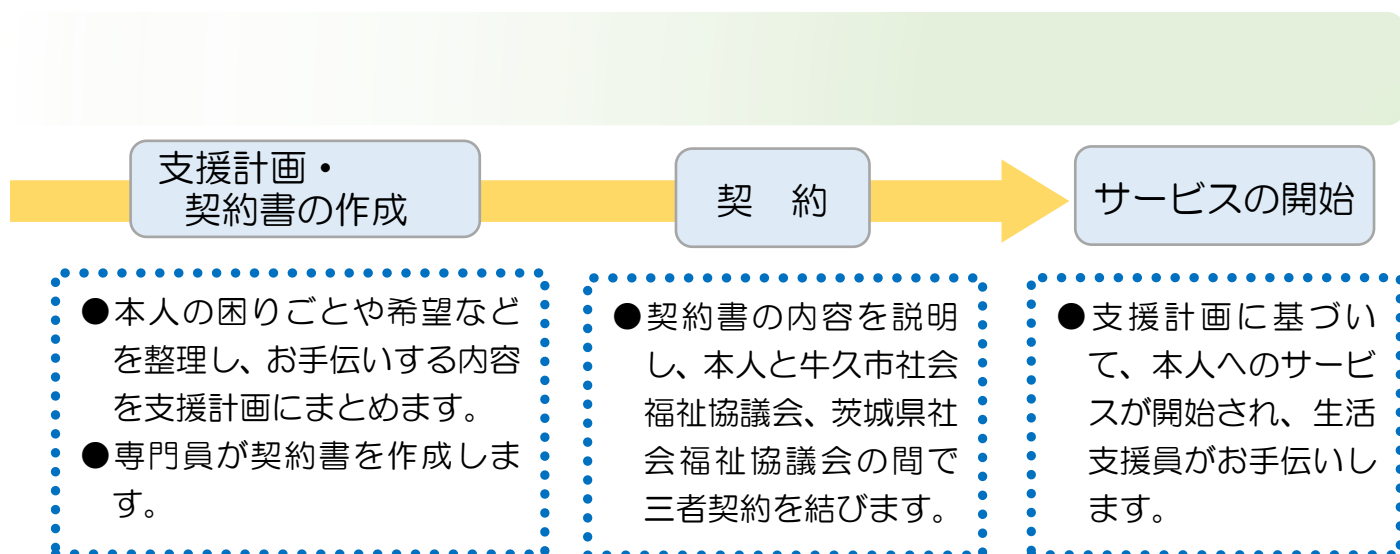
- ・福祉サービスの利用料や公共料金の支払いの手続き
- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- ・支払いに必要な預貯金の払い戻しや預け入れの手続き

○日常生活の事務手続きのお手伝い

- ・住宅改修や居住家屋の賃借に関する情報提供、相談
- ・商品購入に関する簡易な苦情処理制度(クーリング・オフ制度等)の利用手続き

○書類等の預かりサービス

- ・年金証書、預金通帳、証書(保険証書、不動産権利証書、契約書など)
実印、銀行印、その他実施主体が適当と認めた書類(カードを含む)
※保管できないもの：宝石、書画、骨董品、貴金属類や有価証券など



※専門員と生活支援員は社会福祉協議会の職員です。

専門員の役割	生活支援員の役割
困りごとの相談から支援計画の作成、契約の締結などを行います。	専門員が作成した支援計画にそって、定期的に訪問し、本人の支援を行います。



《利用料》

- ・ 福祉サービス利用手続きの援助や金銭管理などのサービス …… 1時間あたり 1,100円
- ・ 書類等預かりサービス …… 1ヶ月あたり 500円

※生活保護を受給されている方の利用料は免除



《日常生活自立支援事業のワンポイント》

日常生活自立支援事業は、本人との契約により福祉サービス利用援助と日常的な金銭管理などを行う生活支援です。本人の判断能力が低下し、契約内容が理解できなくなった場合には、成年後見制度の利用を検討する必要があります。

Q&A

～日常生活自立支援事業のよくある質問～



Q. 日常生活自立支援事業で通帳や印鑑を預けた場合、自分で自由にお金が使えなくなるということですか？

A. お金の出し入れは本人の意向に沿って行うもので、自由に使えなくなるわけではありません。

Q. 他市町村に転居した場合はどうなりますか？

A. 本人が転居した市町村の社会福祉協議会に引き継ぐことで、継続してサービスを利用することができます。

Q. 日常生活自立支援事業を利用する場合、判断能力の程度はどのように判断しますか？

A. 日常生活自立支援事業では、本人が事業内容を理解し、契約能力があるかどうかを確認するために、専用の「契約締結判定ガイドライン」を用い専門員が判断します。また、判断に迷う時は、県社会福祉協議会の「審査会」に判断を委ねることもあります。

Q. 施設や病院に入所、入院した場合でも利用できますか？

A. 在宅生活に限らず、施設や病院に入所、入院した場合でも、引き続き利用は可能です。



牛久市成年後見サポートセンター事業内容



相談支援業務

成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する相談をお受けするとともに、制度の利用が必要な場合については、適切に利用できるよう手続きの説明や助言等の申立支援を行います。



法人後見業務及び法人後見監督業務

家庭裁判所の審判に基づき、必要に応じて社会福祉協議会が法人として成年後見人等や後見監督人等を受任します。

日常生活自立支援事業

物忘れや、知的や精神に障がいをお持ちの方などが、地域で安心して生活するために、福祉サービスを利用するための手続き、日常的な金銭管理、通帳や証書等の重要な書類のお預かりなどを支援します。

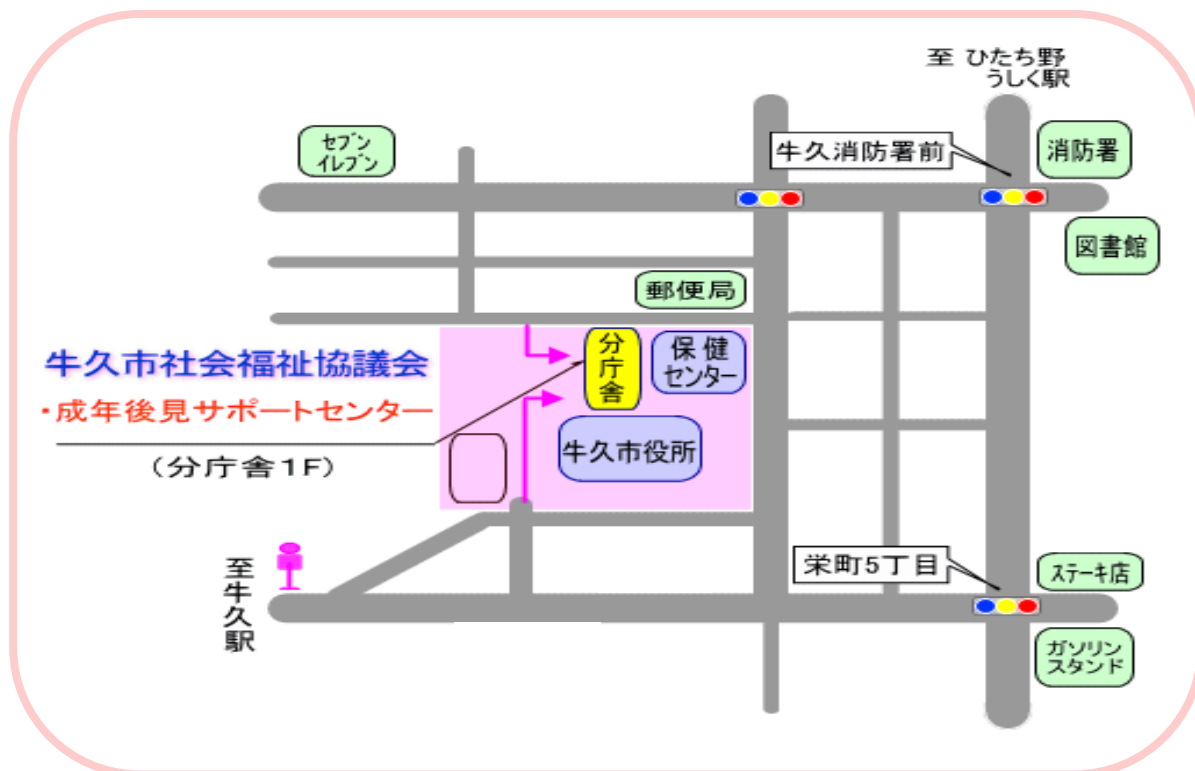
広報啓発活動

成年後見制度等の利用促進のため、市民や各関係機関等に対し、講演会や勉強会を開催したり、地域に出向いた出前講座等を実施します。

支援員養成

「市民相互の助け合い」の観点から、成年後見制度や日常生活自立支援事業の担い手として、地域の人材を養成します。

<アクセス>



社会福祉法人

牛久市社会福祉協議会 牛久市成年後見サポートセンター

開所日：月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

住 所：茨城県牛久市中央3-15-1 牛久市役所分庁舎内1F

TEL：029-871-1295 FAX：029-871-1296

URL：<https://sites.google.com/site/ushikushakyo/>